

あいづわかまつ し しゅわ げんご およ しゅだん かん じょうれい あん 会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例（案）

ぜんぶん (前文)

しょう 障 がいのある人も しょう 障 がいのない人も、ちいき 地域で あんしん 安心して くら 暮らしたいという 思いは しみん 市民の ぎょうつう 共通 の ねがひ 願いであります。その じつげん 実現に向けて、おたがひ 互いに りかい 理解し合うことが 必要 であり、 げんご 言語 をはじめとした コミュニケーションの 手段は、 じょうほう 情報を えて 意思疎通を 図る うえで 大切な やくわり 役割を 担っています。

なか 中でも、ろう者 の コミュニケーション 手段である 手話は、ろう者 が 日常 生活を 営む ため にか 欠くことのできない げんご 言語であることについて、しみん 市民の りかい 理解を 深め、ふか 普及して いく 必要 があります。

また、しょう 障 がいのある 人が、 日常 生活において 意思疎通を 円滑に 図る ために、しょう 障 がい の とくせい 特性に 応じた 多様な コミュニケーション 手段を 選択して 利用することが 大切 であり、 コミュニケーションの 手段についての りかい 理解を 促し 利用し やすい かんきょう 環境を 整えて いく 必要 があります。

これを 踏まえ、しゅわ 手話が げんご 言語であることを 普及するとともに、しょう 障 がいのある 人が 必要 とする コミュニケーション 手段の 利用を 促進することにより、だれ 誰もが おたがひ 互いに じんかく 人格と 個性を そんちょう 尊重し、ちいき 地域で さいき 支え合いながら あんしん 安心して くら 暮らす ぎょうせい 共生 社会を 実現 するため、この 条例 を せい 制定 します。

もくてき (目的)

だい 第1条 この 条例 は、じょうれい 手話が げんご 言語であること の 普及 及び しょう 障 がい の とくせい 特性に 応じた 多様な コミュニケーション 手段の 利用の 促進 に関しての 基本理念 を 定め、し 市の せきむ 責務 並びに しみん 市民 及び じぎょうしゃ 事業者 の やくわり 役割を 明らかに するとともに、その 基本理念 に 基づいた せさく 施策 の すすん 推進 について 定める ことにより、しょう 障 がい の 有無 に関わらず、おたがひ 互いに じんかく 人格と 個性を 尊重 し ながら あんしん 安心して くら 暮らす ことのできる ぎょうせい 共生 社会を 実現 することを 目的 とする。

ていぎ (定義)

だい 第2条 この 条例 において、次の 各号 に 掲げる 用語 の 意義 は、当該 各号 に 定めるところ による。

- (1) 障^{しょう}がいのある人^{ひと} 身体障^{しんたいしょう}がい、知的障^{ちてきしょう}がい、精神障^{せいしんしょう}がい（発達障^{はつたつしょう}がいを含む。）その^た他の心身機能の障^{しんしんきのう}がい（以下「障^{しょう}がい」と総称^{そうしょう}する。）がある人^{ひと}であって、障^{しょう}がい及び社会的障^{およ しゃかいてきしょうへき}壁により継続^{けいぞくてき}的に日常^{にちじょう}生活又は社会生活^{せいかつ}に制限^{せいげん}を受ける状態^{じょうたい}にあるものをいう。
- (2) 事業者^{じぎょうしゃ} 市^しの区域内^{くいき}で事業^{じぎょう}を営^{いとな}む個人^{こじん}及び法人^{およ ほうじん}その他の団体^{た だんたい}をいう。
- (3) コミュニケーション手段^{しゅだん} 手話^{しゅわ}言語^{げんご}、触^{しょく}手話^{しゅわ}、要約^{ようやく}筆記^{ひっき}、筆談^{ひつだん}、点字^{てんじ}、指点字^{ゆびてんじ}、拡大^{かくだい}文字^{もじ}、音訳^{おんやく}、平易^{へいい}な表現^{ひょうげん}、実物^{じつぶつ}や絵図^{えず}の提示^{ていじ}、身振り^{みぶ}、重度^{じゅうど}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}用^{よう}意思^{いし}伝達^{でんたつ}装置^{そうち}その^た他の障^{しょう}がいのある人^{ひと}が情報^{じょうほう}取得^{しゅとく}やコミュニケーション^{りょう}で利用^{りよう}するものをいう。
- (4) コミュニケーション支援者^{しえん しゃ} 手話通訳者^{しゅわ つうやくしゃ}、要約^{ようやく}筆記^{ひっき}者^{しゃ}、点訳^{てんやく}者^{しゃ}、音訳^{おんやく}者^{しゃ}、盲ろう者^{もう しゃ}向^むけ通訳^{つうやく}・介助員^{かいじょいん}並びに障^{しょう}がいのある人^{ひと}への伝達^{でんたつ}補助^{ほじょ}等^{とう}を行^{おこな}う支援者^{しえん しゃ}をいう。
- (5) 社会的障^{しゃかいてきしょうへき}壁^{しょう} 障^{しょう}がいのある人^{ひと}が日常^{にちじょう}生活又は社会生活^{せいかつ}を営^{いとな}む上^{うえ}で障^{しょう}壁^{へき}となる社会^{しゃかい}における事物^{じぶつ}、制度^{せいど}、慣行^{かんこう}、概念^{がいねん}をいう。
- (6) 合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりょ} 障^{しょう}がいのある人^{ひと}の社会的障^{しゃかいてきしょうへき}壁^とを取り除^{のぞ}くことが必要^{ひつよう}とされる場合^{ばあい}に、可^か能^{のう}な範囲^{はんい}で最大限^{さいだいいげん}提供^{ていきょう}されるべき配慮^{はいりょ}をいう。

（基本理念）

第3条 手話^{しゅわ}が言語^{げんご}であることの普及^{ふきゅう}及び障^{しょう}がいの特性^{とくせい}に応^{おう}じた多様^{たよう}なコミュニケーション手段^{しゅだん}の円滑^{えんかつ}な利用^{りよう}の促進^{そくしん}は、全^{すべ}ての市民^{しみん}が相互^{そうご}の理解^{りかい}及び人格^{およ じんかく}と個性^{こせい}を尊重^{そんちょう}することを基本^{きほん}として行^{おこな}われなければならない。

（市の責務）

第4条 市^しは、第3条^{だい じょう}に定める基本理念^{きほん りねん}に基づき、手話^{しゅわ}が言語^{げんご}であることの普及^{ふきゅう}及び多様な^{たよう}コミュニケーション手段^{しゅだん}の円滑^{えんかつ}な利用^{りよう}の促進^{そくしん}のため、必要^{ひつよう}な施策^{せさく}を総合^{そうごう}的かつ計画的^{けいかくてき}に推進^{すいしん}しなければならない。

2 前項^{ぜんこう}の施策^{せさく}の推進^{すいしん}にあたっては、合理的^{ごうりてき}配慮^{はいりょ}を行^{おこな}うものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、第3条に定める基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段の利用の促進のため、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段により、障がいのある人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備並びに市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者はその事業活動において、合理的配慮を行うものとする。

(訪問者等への配慮)

第7条 市、市民及び事業者は、本市を訪問し、又は本市に滞在する障がいのある人に対して、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに努めるものとする。

(施策の基本方針)

第8条 市は、第4条の規定による責務を果たすため、次に掲げる施策を障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画との調和をとりながら推進するものとする。

- (1) 手話言語を学ぶ機会を提供する施策
- (2) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策
- (3) 多様なコミュニケーション手段についての理解の促進に関する施策
- (4) 多様なコミュニケーション手段を利用するにあたっての環境の整備に関する施策
- (5) 多様なコミュニケーション手段による情報発信を推進する施策
- (6) 災害時における多様なコミュニケーション手段による情報取得を確保する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に規定する施策を推進するにあたり、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい じょう し ぜんじょうだい こう せさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう
第9条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう
つと
努めるものとする。

いにん
(委任)

だい じょう このじょうれい きだ ひつよう じこう しちょう べつ きだ
第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

じょうれい こうふ ひ せこう
この条例は、公布の日から施行する。